

# 小児科専門医制度 研修施設・研修支援施設認定申請の手引き

(2016年7月改訂第4版)

# 小児科専門医制度 研修施設・研修支援施設認定申請の手引き

2016年7月

研修施設の認定を受けるためには、専門医制度に関する規則（以下、規則とよびます。）第16条の規定により、地区資格認定委員会（以下、地区委員会とよびます。）と中央資格認定委員会（以下、中央委員会とよびます。）の審査を受けなければなりません。認定を希望される施設は、下記を熟読の上、認定申請書を提出してください。

「研修施設」とは、初期臨床研修を終了した後、3年以上の小児科専門医研修を実施出来る態勢を整えている施設です。その中で、指導体制が特に整っている施設は「研修支援施設」（以下、「支援施設」とよびます。）になることができます。「支援施設」は本来の「研修施設」としての役割に加え、他の「研修施設」のカリキュラムを支援することも要求されます。実りある小児科専門医研修を実施するために、「研修施設」は「支援施設」と連携し、3年以上の小児科専門医研修期間のうち、延べ6か月（最低1か月単位）以上の研修を「支援施設」で行う研修カリキュラムを作成し、実行することが求められます。

## 1. 認定基準

小児科専門医制度における「研修施設」の認定基準は、同規則第16条及びその別添2に定めた通りです。

現在、安全で質の高い小児医療、その担い手としての“優れた小児科医”の育成が国民全体から要望されています。このような社会の趨勢に鑑み小児科専門医も、そのレベルを高め、信頼できる専門医制度であることを、広く社会に対し担保するものとしなくてはなりません。これらを踏まえ、「研修施設」の認定についての専門医制度に関する規則施行細則（以下、細則とよびます。）及び中央委員会の申し合わせ事項を以下の通り認定基準として示します。

### 1. 「研修施設」（規則第16条）

次の条件を満たし、かつ地区委員会及び中央委員会の審査に合格することが必要です。

- 1) 医育機関附属病院、厚生労働大臣の指定する臨床研修病院、小児総合医療施設のいずれかであり、原則として次の条件を満たす病院であること。
  - (1) 総合的医療施設であること  
内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、（精神科）の各診療科及び検査科を有すること。
  - (2) 病院として一般病床200床以上、年間入院患者実数3,000人以上。ただし、小児科の実情を重視します。
  - (3) 常勤医師数が医療法の定員を満たしていること。
  - (4) 病院における研修に必要な図書室があり、また病歴管理が十分に行われていること。
  - (5) 倫理委員会が設置され、機能していること。
  - (6) 医療安全管理に関する体制が整えられており、機能していること。※ただし、認定については別個に考慮する場合があるので、予め地区委員会とご協議ください。
- 2) 細則で定める業務を行う小児科専門医研修指導の責任者（指導責任医）が定められており、十分な指導が行われると認められること。指導責任医は常勤の専門医であること。
- 3) 生涯教育・専門医育成委員会が作成した『小児科医の到達目標』（別添1）に沿った研修ができるカリキュラムが定められていること。
- 4) 連携する「支援施設」が明確に示され、その支援施設との研修カリキュラム上の分担が示されていること。ただし、「支援施設」に認定されている施設を除く。
- 5) 前号のカリキュラム実施に必要な小児科に関する設備、人員、病床数及び症例数が下記の基準に合致していること。

### （設備）

- (1) 医学図書室、診療記録室が整備されていること。医学総合雑誌5種類以上、国内小児科関連雑誌3種類以上、外国小児科雑誌2種類以上が定期的に購入されていること。この中には「研修施設」が出版社と契約し電子ジャーナルで全文利用出来るものも含めることができる。  
日本小児科学会英文誌（Pediatrics International）の購入をお願いしております。
- (2) 症例検討会、抄読会等の学術集会在小児科内で定期的に行われ、その記録が明確な形で保存されていること。
- (3) 学会発表、論文発表、講習会参加等の機会が与えられ、指導が受けられること。

(人員)

- (4) 小児科専門医研修に係わる、小児科学会が認定する常勤の小児科専門医が3人以上であること。  
「支援施設」は小児科専門医が6人以上であること。

(病床数、症例数)

- (5) 小児科の入院病床が確保され、診療対象となる小児疾患の種類に大きな偏りが無く『小児科医の到達目標』に基づいたカリキュラムに見合う症例数を有すること。  
「支援施設」はNICUを含まない小児一般病床数が20床以上であること。

(その他)

- (6) 「研修施設」は、そこが採用した研修医にとって3年間の研修のキーステーションとなり得る施設である。従って実態として大学などの他施設からの小児科研修医を、一定期間受入れている施設ではない。

## 2. 「支援施設」(規則第16条の2)

「研修施設」として認定された施設のうち、上記の5)の(4)、(5)の条件を満たす施設は「支援施設」として申請することができます。「支援施設」の認定期間はその「研修施設」の認定期間と同一日となります。

## 3. 研修関連施設(規則第18条)

「研修施設」の指導責任医が、小児科研修上必要かつ適当と判断し、研修カリキュラムに予め組み込まれている施設です。設備・規模等について特に基準はありませんが、研修施設認定申請の際に届け出ておくことになっています。診療所、保健所、児童福祉施設(乳児院、肢体不自由児施設等)の他、外科、精神科、眼科等の臨床各科あるいは基礎医学研究施設でも、小児科専門医研修に役立つ施設であればこれに含まれます。したがって単独では「研修施設」となり得ない施設であっても、認定された「研修施設」とグループを作り研修カリキュラムの一端を担当すれば、そこでの臨床研修も「研修施設」での研修と同時に認められます。

## 4. 指導責任医の基準(規則第16条第2号)

「研修施設」と一体で審査し、認定します。以下の条件を全て満たすことが求められます。

- 1) 常勤の日本小児科学会専門医であること。
- 2) 少なくとも10年以上の小児科臨床経験を有し、十分な指導力を有すること。
- 3) 最近の5年間において、筆頭著者学術論文または指導論文、あるいは学会発表などの相応の業績を有すること。
- 4) 認定小児科指導医資格を有すること
- 5) その他指導責任医としての資格を有すると認められること。

※研修施設指導責任医の業務の内容については後頁に説明があります。

## II. 認定申請の方法

以下は「研修施設」の認定申請についてです。「支援施設」の場合もこれに準じて作成してください。

### 1. 申請に必要な提出書類(細則第11条)

(各様式は学会の会員専用HPからダウンロードできます)

- 1) 小児科専門医研修施設認定申請書(第10号様式)
- 2) 指導責任医の経歴及び業績(第11号様式)
- 3) 施設状況調査票(第12号様式)
- 4) 研修カリキュラム
  - (1) 年次別研修カリキュラム(第13-1号様式)
  - (2) 研修関連施設(第13-1号様式)
  - (3) 研修項目別研修カリキュラム(第13-2号様式)

### 2. 申請先

送付は簡易書留で専門医新宿事務所へ郵送してください。受領書をご希望の場合は返信用の官製はがきを、申請時にご同封ください。

### 3. 受付期間

毎年3月と9月に受け付け、審査します。受付期間の2~3か月前に日本小児科学会雑誌に公示します。必要に応じて実地調査をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

#### 4. その他

審査料は無料です。「研修施設」、「支援施設」として認定された場合は、学会から認定証が発行されます。

#### 【各地区資格認定委員会事務局の所在地】

地区	都道府県	事務局
北海道	北海道	〒078-8510 北海道旭川市緑が丘東2条1-1-1 旭川医科大学小児科学講座 TEL：0166-68-2481 FAX：0166-68-2489
東北	青森、岩手、秋田、 山形、宮城、福島、 新潟	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1 東北大学医学部小児科学教室内 TEL：022-717-7287 FAX：022-717-7290
関東	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、静岡、山梨	〒160-8306 新宿区西新宿5-25-11 和光堂西新宿ビル2F 日本小児医事出版社内 TEL：03-5388-8090 FAX：03-5388-5193
中部	長野、岐阜、富山、 石川、福井、愛知、 三重	〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65 名古屋大学小児科内 TEL：052-744-2296 FAX：052-744-2974
近畿	志賀、奈良、和歌山、 京都、大阪、兵庫	〒545-8585 大阪府大阪市阿倍野区旭町1-4-3 大阪市立大学小児科内 TEL：06-6645-3816 FAX：06-6636-8737
中四国	岡山、広島、山口、 鳥取、島根、香川、 徳島、高知、愛媛	〒700-8558 岡山市鹿田町2-5-1 岡山大学医学部小児科学教室内 TEL：086-235-7249 FAX：086-221-4745
九州	福岡、大分、佐賀、 長崎、熊本、宮崎、 鹿児島、沖縄	〒903-0125 沖縄県中頭郡西原町上原207 琉球大学医学部小児科内 TEL：098-895-1155 FAX：098-895-1418

#### 【各種書類送付先】

日本小児医事出版社内専門医新宿事務所

〒160-8306

新宿区西新宿5-25-11 和光堂西新宿ビル2F

TEL：03-5388-8090 FAX：03-5388-5193

#### III. 認定の更新

- 1) 「研修施設」の認定の有効期間は5年間です。「支援施設」の認定期間は「研修施設」の認定期間と同一日までです。(規則第20条の2)
- 2) 更新手続きは初めての申請と同様です。
- 3) 更新申請は認定期限の半年前に行ってください。
- 4) 「研修施設」の認定更新にあたり、過去5年間、小児科専門医育成の実績が無かった場合は、更新を認めないこともあります。
- 5) 地区委員会・中央委員会からの現況調査に応じない場合は、更新を認めないこともあります。

## 研修施設指導責任医の業務

指導責任医の業務は、小児科専門医制度に関する規則施行細則第 13 条及び第 14 条により次の通り定められています。

- (1) 研修カリキュラムの作成
- (2) 研修医の指導
- (3) 研修関連施設の指定
- (4) 研修施設に関して変更があったときの地区委員会への報告
- (5) 支援施設にあっては支援する施設に変更があったときの地区委員会への報告
- (6) その他研修に関する必要事項

各項目について特に御配慮頂きたいことは以下の通りです。

### (1) 研修カリキュラムの作成（細則第 13 条第 1 号）

生涯教育・専門医育成委員会が作成した『小児科医の到達目標』に沿った研修ができるよう、それぞれの施設の性格に適合したカリキュラムを制定します。特殊専門領域に偏らず、小児保健を含めた一般小児科学が習得できることを主眼としてください。

支援施設・関連施設との連携を密にし、それぞれの分担が明確に示されることが必要です。（後項研修施設カリキュラムの記入例参照）

### (2) 研修医の指導（細則第 13 条第 2 号）

指導責任医は、直接の指導のみでなく、施設全体の指導体制を管理してください。上記のカリキュラムに沿って研修医を指導します。臨床指導はもちろんですが、小児診療の基本理念を体得させることにも十分力を尽くしてください。また学術集会への参加、論文作成、発表等についても積極的に指導してください。

初期臨床研修を終了した後、3年以上の小児科専門医研修が必要（規則第 13 条）ですが、研修施設は必ずしも 1 か所には限られません。研修施設が数か所の場合は、研修施設ごとに研修終了（見込）証明書を提出することが必要です。ただし研修医の出向先が予め届け出された研修関連施設であれば、その施設が別に独立した研修施設として登録されていても関連施設での研修として取り扱い、その研修修了（見込）証明書を提出する必要はありません。

研修が修了し、小児科専門医試験を受験する際には、症例要約の提出、筆記試験及び面接試験があります。研修期間中にバランスのとれた症例を経験できるように、また受け持った症例の症例要約が適切に記載できるようにご指導ください。特に専門医試験を受験する際に提出する症例要約の記載については充分ご指導ください。受験者が症例要約で不合格になると、試験運営委員会から指導責任医への直接の指導があります。症例要約の用紙、記入上の注意は小児科学会 HP からダウンロードできますので確認をしてください。

平成 21 年以降の専門医試験からは、「小児科専門医臨床研修手帳」の提出が必須となりました。研修手帳は研修施設で必要数を取りまとめて小児科学会事務局へ請求し、必ず研修医に配布してください。研修手帳の対象事項については指導医が研修医とともに検討を行い、こまめに研修の記録を記入し、各項目の評価を行うようご指導ください。

また、次の点について研修医の注意を喚起するようご注意ください。

- ①専門医試験受験の条件である会員歴は、継続して 3 年以上もしくは通算 5 年以上必要ですので、なるべく早く入会するよう勧めてください。
- ②前述のように、専門医試験受験の際には症例要約を提出しますので、研修事項や症例をその都度記録しておくよう、指導医、研修医をご指導ください。
- ③研修施設から配布された「小児科専門医臨床研修手帳」を紛失しないようご指導ください。

(3) 研修関連施設の指定（細則第 13 条第 3 号）

研修施設のみでは小児科全般の研修が十分にできない場合や他施設での研修が必要な場合、研修関連施設として予め届け出しておけば、そこでの研修も研修施設での研修と同等に認められるのは前述の通りです。当然ながら、小児科以外での研修が長期間に及ぶのは適当ではありません。

(4) 研修施設に関して変更があったときの地区委員会への報告（細則第 14 条）

研修施設の施設状況、研修カリキュラムに変更があったときには地区委員会に速やかに報告しなければなりません。連携する支援施設に変更があったときも必ず地区委員会に速やかに報告してください。指導責任医が変更した場合も同様です。

(5) 支援施設にあつては支援する施設に変更があったときの地区委員会への報告（細則第 14 条）

支援施設は支援する施設の追加・取り消し・名称変更などがあったときには速やかに地区委員会に報告しなければなりません。

なおご不明の点がございましたら、専門医新宿事務所にお問い合わせください。

---

（改定履歴）

第 2 版 2008 年 5 月より  
第 3 版 2013 年 4 月より  
第 4 版 2016 年 7 月より

受付番号 *	施 第 一 号
受付年月日 *	

## 小児科専門医研修施設認定申請書

(西暦) 年 月 日

公益社団法人 日本小児科学会会長 殿

本病院は、小児科専門医制度による研修施設の認定を受けたく、必要書類を添えて申請します。

フリガナ			
申請施設名			
所在地	〒 — 電話 — —		
メールアドレス	@		
フリガナ	氏	名	公 印
申請施設長 氏 名			
フリガナ	氏	名	印
小児科 指導責任医 氏 名			
連携する 研修支援施設	登録番号	施設名	
登録番号*	第 号	登録年月日*	
認定期間*	自	至	

- 記入注意 1) \*の欄は、記入しないでください。  
2) 研修支援施設の記載欄が足りない場合は同様の書式で別紙を添付してください。  
3) 指導責任医のメールアドレスをご登録ください。  
添付書類 1) 指導責任医の経歴及び業績 2) 施設状況調査票  
3) 研修カリキュラム

送付先 〒160-8306  
東京都新宿区西新宿 5-25-11 和光堂西新宿ビル 2F  
日本小児医事出版社内 専門医新宿事務所

- ①申請は施設長（公印）と指導責任医（私印）との連名で行ってください。  
②指導責任医は小児科学会の小児科専門医でなければなりません。  
③支援施設から支援する施設として登録されていることを必ず確認してください。

(表)

第 11 号様式

## 指導責任医の経歴及び業績

(西暦 年 月 日現在)

フリガナ	氏	名		生年月日 (西暦)	男 ・ 女
指導責任医 氏 名			印	年 月 日	
認定小児科指導医の有無		有 ・ 無			
勤務病院名 及び 職 名					
E-mail	@				

小児科専門医	登 録 年 月 日	(西暦)	年 月 日
	登 録 番 号	第	号

年月日 (西暦)	学 歴 及 び 職 歴

- ①学歴は最終卒業医学部（医科）大学，大学院名，卒業年次を記入してください。
- ②「学歴及び職歴」，「学会等の役員歴・委員歴」は主要なものだけ記入してください。
- ③主要業績は学会発表，論文等のうち主要なもの5編以内を記入してください。



(裏)

(第 11 号様式)

年月日 (西暦)	学会等の役員歴, 委員歴等

発 表 論 文

著者及び共著者名	論 文 題 名	発表誌名巻頁年月

学 会 発 表

演 題 名	発表者, 共同発表者名	学 会 名	発表年月

注) 発表論文及び学会発表については, 過去 5 年間の指導責任医の学術論文 (筆頭著者) 又は指導した論文及び学会発表の主要なもの (各 5 編以内) について記載すること。

(表)

第 12 号様式

## 施設状況調査票

(西暦 年 月 日現在)

施設名				
医療法病床数	一般	床	小児科病床数	床
	精神	床	NICU	床
	伝染	床		
	結核	床	計	床
標榜科目数	科目 (内 院内標榜科目数 科目)			
厚生労働省の臨床研修病院指定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	病院機能評価認定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
救急病院の告示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	診療記録室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
倫理委員会	<input type="checkbox"/> 有：外部委員を含む <input type="checkbox"/> 有：内部委員のみ <input type="checkbox"/> 無			
医療安全管理・対策など	<input type="checkbox"/> 医療安全対策マニュアル <input type="checkbox"/> 専任医療安全管理者 <input type="checkbox"/> 医療安全管理委員会 (名称が異なっても実態で可)			
	病院全体として	小児科として(*2)		
年間入院患者(*1) <input type="checkbox"/> 延べ人数 <input type="checkbox"/> 実数	人	人		
年間外来患者数(*1) <input type="checkbox"/> 延べ人数 <input type="checkbox"/> 実数	人	人		
救急受診者数(延べ人数)	人	人		
年間入院患者死亡数	人	人 (うち剖検数 人件)		
常勤医師数(*3)	人	小児科専門医	人 (名簿裏面)	
		小児科研修医	人	
		その他	人	
医学図書整備状況	医学図書室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	定期購入(*4)	種	
		医学総合雑誌	種	
		国内小児科関連雑誌	種	
指導医講習会受講済み者数(*5)	人	外国小児科雑誌	種	

\*1) 年間とは1月から12月または4月から翌年3月、いずれでもよい。できるだけ最近の資料を使用し、わかる範囲内で、延べ人数または実数を示すこと。

\*2) 小児科とは別に新生児科などが分かれている場合は、適宜実態がわかるように記載する。

\*3) 雇用形態としての常勤医師だけでなく実質的に働いている小児科医(例えば非常勤であっても同一人が週4日以上、全日働いてる)の数を記載する。

\*4) オンラインで購読可能な雑誌を含む。

\*5) 小児科学会が主催する指導医講習会に限らず、厚生労働省の「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針に則った指導医講習会の受講済み者の数を記載する。

①年間入院、外来患者数、死亡数等は暦年度または予算年度のいずれでも結構です。

②標榜科名は医療法に定めるものでなくても、院内表示の診療科名あるいは診療単位、たとえば思春期外来、救急救命センターなどをご記入してください。

③常勤医師数の欄の小児科研修医とは小児科専門医取得を目指す医師数(後期研修医を含む)を、その他は小児科専門医、小児科研修医以外の医師数(初期研修医を含む)を記入してください。

④医学図書室の雑誌数は病院全体で購入している数および利用出来る電子ジャーナル数を記入してください。

⑤症例検討会、抄録会等は病院全体で実施しているものと、小児科単独で行っているものと分けて記入してください。

⑥小児科専門医名が記載欄に書ききれない場合は別紙を添付し、必ず常勤の小児科専門医全員の氏名と登録番号を記入してください。



研修カリキュラム（第 13-1 号様式及び第 13-2 号様式）

(1) 年次別研修カリキュラム, (2) 研修関連施設, (3) 研修項目別研修カリキュラムの 3 種類の表に記入してください。

(表)

第 13-1 号様式

小児科専門医制度研修カリキュラム (1) (支援施設の記入例 A)

(1) 年次別研修カリキュラム

	研 修 施 設	期 間	内 容
一 年 次	初期臨床研修		
二 年 次			
三 年 次	**医科大学*医療センタ 一小児科	4月～翌年3月末	指導医(卒後6年以上の医師)による指導を受けながら, 主に入院患者の診療を行う。乳児検診, 予防接種などの小児保健に関わる研修も行う。指導医と共に臨床研修の一環として日直, 当直を行う(月4～5回)。研修医発表会(学会発表に準じた口演会)で発表する(年2回)。
四 年 次	**医科大学*医療センタ 一周産期新生児診療部 または関連施設	4月～翌年3月末	新生児医療(NICU)の研修を6か月間行う。また関連施設で小児科一般診療の研修(6か月間)を行う。
五 年 次	**医科大学*医療センタ 一小児科	4月～翌年3月末	病棟, 外来において一般診療の研修をさらに進める。症例報告や臨床研究について, 学内の研修医発表会とともに学外の学会発表を行う。

(表)

第 13-1 号様式

### 小児科専門医制度研修カリキュラム (1) (支援施設ではない記入例)

(1) 年次別研修カリキュラム

	研 修 施 設	期 間	内 容
一 年 次	初期臨床研修		
二 年 次			
三 年 次	※※市立病院または 関連施設	4月～翌年3月末	越谷市立病院小児病棟，外来において一般診療を続ける他，小児循環器，内分泌，腎臓，神経の専門外来ならびに関連施設での臨床研修を行う．PALS の講習会に参加し，小児救命救急の知識・技能を身につける．
四 年 次	※※市立病院および 研修支援施設	4月～翌年3月末	一般および専門分野の臨床研修にあたりとともに小児保健，精神・心身症，学校保健など関連領域の臨床研修を行う．さらに臨床研究についての指導を支援施設を含めて受けていく．
五 年 次	※※市立病院および 研修支援施設	4月～翌年3月末	四年次の研修内容をさらに進めていく．

次の記入例を参考にしてください。関連施設がない場合には記入の必要はありません。なお、研修関連施設を新たに設定した際には、地区委員会に追加の届出が必要です。

(第 13-1 号様式)

(裏)

(2) 研修関連施設

施設名(科)	所在地	研修内容
〇〇県立 A 病院小児科	〒★★★★ 〇〇県△△市 A 町 1-2-3	一般小児科, とくに感染症
△△県立◎病院小児科	以下同様	救急診療
××大学医学部附属病院 麻酔科		小児麻酔, 救命処置
××大学医学部附属病院 精神科		小児精神病, 行動異常
社会福祉法人 C 乳児院		健康乳幼児の発育観察, 保育
〇〇県△保健所		乳幼児健診, 健康管理
△△市立肢体不自由児施設		肢体不自由児の療育, 児童福祉施設の健康管理
〇×市立病院		新生児診療
〇〇循環器病センター		循環器疾患
△病院		救急診療

(表)

第 13-2 号様式

## 小児科専門医制度研修カリキュラム (2) (支援施設の記入例 A)

## (3) 研修項目別研修カリキュラム

研修領域	研修カリキュラム	支援施設	関連施設
1.成長・発達	成長・発育について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 <一般目標>成長・発達の基本を理解し、正しく評価できる。(以下すべての研修領域の研修カリキュラムは小児科専門医臨床研修手帳所収の「各分野の目標」を参考にする。)	当施設	
2.栄養・栄養障害	肥満、生活習慣病について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 <一般目標>小児の栄養アセスメントと栄養指導ができる。栄養障害について適切な処置がとれる。育児用ミルク、特殊ミルクを適切に使用できる。		
3.水・電解質	輸液療法について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 <一般目標>体液生理、電解質、酸塩基平衡について小児の特殊性を理解し、その病態の診断と治療ができる。		
4.新生児	関連施設の周産期新生児診療部 (NICU) で 6 か月研修を行う。 <一般目標>正常児の生理を理解し、症状のある児の適切なケアができる。新生児特有の疾患を理解して処置できる。母乳栄養と母子関係について理解する。		○×市立病院
5.先天異常(遺伝、染色体異常、奇形症候群)、先天代謝異常症	入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 <一般目標>主な疾患の知識を有し、一般診療の中でスクリーニングできる。遺伝相談の基本的知識を身につける。小児特有の代謝を理解し、診断治療ができる。マス・スクリーニングの対応ができる。		
6.内分泌 代謝性疾患	糖尿病・内分泌負荷試験について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 <一般目標>内分泌動態が成長発達に及ぼす影響を理解し、一般診療でスクリーニングでき、治療の方針を理解する。		
7.自己免疫・膠原病・リウマチ性疾患	入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 <一般目標>主な疾患の診断と標準的治療ができる。複雑なものについては診断の限界を理解して、適切な対応がとれる。		
8.アレルギー	喘息、アレルギー、アナフィラキシーショックの対応について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 <一般目標>アレルギー機序を理解し、その上に発症する疾患の診断、治療が行える。		
9.乳幼児検診、予防接種、育児支援	育児相談、予防接種について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ち、外来、保健所での業務の中で研修する。関連施設での研修を含む。		△保健所
10.感染症	感染症、院内感染予防策について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 <一般目標>主な感染症の疫学・症状・病態を理解し、診断と治療ができる。感染症予防のため家族・地域に対して適切な処置がとれる。		

(裏)

(第 13-2 号様式)

研修領域	研修カリキュラム	支援施設	関連施設
11.呼吸器	入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 ＜一般目標＞主な呼吸器疾患の診断と治療が出来る。呼吸機能検査法の基本を理解している。		
12.消化器	消化器疾患・消化管機能検査について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 ＜一般目標＞主な症状・疾患の診断と治療が出来る。緊急度の高い消化器疾患および外科的疾患について適切な処置ができる。		
13.循環器	川崎病・心臓カテーテル検査について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 ＜一般目標＞主な疾患について概略診断と重症度の把握ができる。心電図、超音波画像のデータを評価し活用できる。		〇〇循環器病センター
14.血液・腫瘍・免疫不全	血液疾患・腫瘍・免疫不全症について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 血球の見方について講義を受ける。 ＜一般目標＞主な貧血、白血球異常、出血素因について、診断・治療ができる。骨髄穿刺を行い、標本から診断ができる。主な悪性および良性腫瘍の初期診断ができる。治療の原則を理解している。		
15.腎・泌尿生殖器	腎疾患について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 ＜一般目標＞主な腎・泌尿器疾患の診断と治療ができる。慢性疾患の管理と緊急疾患の適切な対応ができる。生殖器異常を診断またはスクリーニングし、専門家に橋渡しできる。		
16.神経・筋疾患	神経・筋疾患の検査について研修開始時に小講義を行う。脳波の判読方法について院外非常勤講師のレクチャーを受ける。入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。関連施設での研修を含む。 ＜一般目標＞主な神経疾患、筋疾患の早期発見と適切な処置ができる。脳波を判読できる。		
17.精神疾患(精神・行動異常)、心身医学	入院患者の受持ちとして研修する。外来に陪席する。臨床心理士や看護師を交えた心理発達カンファレンス(月1回)に参加する。 ＜一般目標＞年齢段階別の精神発達とそれを取り巻く環境の相互作用とそれにとまなう葛藤を理解し、最適な環境作りに貢献できる。主な疾患に対して適切に問題解決ができる。		
18.救急医療	心肺蘇生法について研修開始時に小講義を行う。入院患者の受持ちまたは当直業務の中で研修する。関連施設での研修を含む。 ＜一般目標＞重症度を的確に判断し、速やかに適切な処置がとれる。		◎・△・×病院など
19.症例のプレゼンテーション	研修医発表会(学会発表の形式に準じた口演)を年2回医局で開催し、学会発表のトレーニングを行う。研究会、学会で発表する機会を設ける。		
20.プライマリケア、common diseaseの経験	入院患者の受持ち、外来診療、救急外来(時間外診療)の中で研修する。関連施設での研修を含む。		
21.教育カンファレンス	英文のテキストを用いる輪読会を週1回行う。 海外の論文を紹介する抄読会を週1回行う。 診療グループ別に行う症例検討会を週1回行う。 退院症例の報告・総説・院外講師講演会・症例検討・学会予演などの総合カンファレンスを週1回行う。 教授、講師による病棟回診を週2回行う。 単純X線写真、CT、MRIの読影について放射線科医師を交えたカンファレンスを月1回行う。 精神疾患、心身症の症例について臨床心理士を交えたカンファレンスを月1回開催する。 地域の実地医家を交えた勉強会を3か月に1回行う。 当科から小児外科に紹介した症例について検討会を年1回行う。		



(表)

第 13-2 号様式

## 小児科専門医制度研修カリキュラム (2) (支援施設ではない記入例)

### (3) 研修項目別研修カリキュラム

研 修 領 域	研修カリキュラム	支援施設	関連施設
一般小児診断能力 診断態度・ケースプレゼンテーション法を含む	入院患児の受け持ち医の一人として研修を深める。 毎日の朝夕の回診，毎週のカンファレンスを通してプレゼンテーションの方法も習得する。		
臨床検査 X線診断 超音波診断	検査方法の実際，検査値の解釈について指導を受ける。 X線診断・超音波診断についても随時，指導医およびレントゲンカンファレンスにて研修を受ける。	B 市民医療センター	
外来小児科	越谷市立病院または多田小児科クリニックにて外来小児科学の研修を行う。コモンディジーズを含め，外来での問診・理学的所見の取り方，説明，検査，処方ノウハウについて実際に学ぶ。		A 小児科クリニック
小児救急	月 5 から 6 回の宿直により，一次から二次救急を中心に研修をする。PALS で習得した技術の実際的な活用場となる。		
小児保健 栄養指導	乳幼児検診，予防接種外来における研修。		C 市保健センター
成長発達	検診などで指摘された問題に対して鑑別診断を行い，適切な治療・指導を開始する。成長外来あるいは神経外来にて指導がなされる。		D 病院
新生児・未熟児	参加病棟新生児回診，当科 NICU，関連施設の入院患児の受け持ち医として新生児医療の熟練医の指導を受ける。	E 県立小児医療センター	
遺伝・染色体異常	関連疾患の受け持ち医となり研修すると同時に診断法，遺伝相談・遺伝子診断についての専門的知識を習得する。	E 県立小児医療センター	
先天性代謝異常 内分泌疾患	関連疾患の遺伝子診断など診断法についての専門的知識を習得する。さらに治療法，経過についても研修する。		
アレルギー疾患	喘息，食物アレルギーをはじめとして外来・入院患児の診療を実際に受け持ち，研修する。		

- ①支援施設から被支援施設として登録されていることを必ず確認してください。
- ②支援施設は第 10 号様式 (第 14 号様式) に記載されていることが必要です。

(裏)

(第 13-2 号様式)

研 修 領 域	研修カリキュラム	関連施設	支援施設
感染症・免疫	外来・入院患児の診療を通じて診断法，治療法について習得する．感染防御についてもスタンダードプロセコーションをはじめとする実際的知識を身につけ，実践する．細菌検査室においても培養検査の技術を習得する．リアルタイム PCR など特殊な診断法についても支援施設で研修する．		E 県立小児医療センター (感染・免疫科)
呼吸器疾患	外来・入院患児の受け持ち医として診断・治療に当たり，実際的な技術を身につける．		
消化器疾患	外来・入院患児の受け持ち医として診断・治療に当たり，実際的な技術を身につける． 内視鏡検査・肝生検についても見学する．		F 大学本院小児科
循環器疾患	外来・入院患児の受け持ち医として診断・治療に当たり，実際的な技術を身につける．約 3 か月間を支援施設において心電図・超音波検査・心臓カテーテル検査について研修する．		F 大学本院小児科
血液・悪性疾患	入院患児の受け持ち医として診断・治療に当たる．約 3 か月間を支援施設において骨髄移植など高度医療の研修に努める．		E 県立小児医療センター
泌尿器・生殖器疾患	外来・入院患児の受け持ち医として診断・治療に当たり，実際的な技術を身につける．		
神経・筋疾患	外来・入院患児の受け持ち医として診断・治療に当たり，脳波の判読・CT/MRI 所見の読影などの実際的な技術を身につける．関連施設において重症心身障害児の療育研修を行う．	D 病院	
精神障害・行動異常・心身医学	外来・入院患児の受け持ち医として診断・治療に当たり，関連施設においても不登校などの研修を行う．	G 市教育センター	
小児科の関連領域 耳鼻科	耳鼻科との連携により外来での研修を行う． 各科 1 か月程の研修により鼓膜所見の取り方などの技術を習得する．		
眼科	視力・視野，斜視など小児関連領域につき研修する．		
学校保健	性教育や妊娠・喫煙などの問題について関連施設において研修する．	G 市教育委員会	